

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成24年12月13日(木曜日)	開 議	午後 5 時 5 分
		閉 議	午後 5 時 13 分
出席委員	菱田 福井 井上 馬場 藤本 湊 小島 西口		
出席理事者			
出席事務局	阿久根、三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

## 会 議 の 概 要

17:05

### 1 開議（菱田委員長あいさつ）

### 2 請願審査について

（「ものづくり中小企業」の振興のため、地域の高等学校における工業系学科（コース）の設置に向けて積極的な取り組みを求める請願）

#### （1）連合審査について

##### <菱田委員長>

当請願審査の取り扱いについて、議会運営委員会で協議された内容を含め、事務局に説明を求める。

##### <事務局>

先日の議会運営委員会において、当請願付託の取り扱いについて、商工会議所との意見交換の経過があることから、当常任委員会に付託されることとなった。ただし、請願の内容には、教育委員会の所管に関する内容が含まれていることから、当常任委員会を主たる委員会として、総務文教常任委員会との連合審査会を行う場合があると確認されたところである。連合審査会とは、案件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査のための会議を開くことであり、委員会審査の特別形態である。ただし、意思決定の権限は付託を受けた当常任委員会にあるため、連合審査会においては、案件の説明質疑、自由討議までを行い、討論、採決は、当常任委員会において行うこととなる。

連合審査会を開くためには、当常任委員会で連合審査の必要があることを決定していただき、委員長から、総務文教常任委員長へ連合審査会の申し入れをしていただく必要がある。

##### <菱田委員長>

請願の内容には、教育委員会の所管する内容が含まれているため、総務文教常任委員会との連合審査会を開会したいと思うが、異議はないか。<全員了>

##### <菱田委員長>

それでは連合審査会開会について、総務文教常任委員長に申し入れを行い、その同

意を受けて連合審査会を開会することとする。審査の日程については、時間の都合上、19日午前10時から、全員協議会室において当常任委員会を開会し、連合審査会に切り替えて、請願審査を行い、産業観光部、教育委員会に出席を求め、質疑、討議を行った後、連合審査会を閉じ、常任委員会に切り替えて、討論、採決を行いたいと考えている。議事の進め方等について、総務文教常任委員長と協議を行うので、委員長に一任願う。〈全員了〉

< 湊委員 >

2年程先に京都府の公立高校の再編が考えられているようであるが、その内容は承知していない。資料を要求することは可能か。

< 菱田委員長 >

教育委員会を通じて確認することとする。

< 小島委員 >

総務文教常任委員会との連合審査においては、請願者の趣旨説明の予定はどうか。総務文教常任委員会ではその所管に応じた質疑がなされるものと考えている。

< 事務局 >

商工会議所としては、既に各会派に請願趣旨の説明をされているので、当日の趣旨説明の希望はないと聞いている。ただし、委員会で説明を求める場合は、出席するとの意向である。

< 小島委員 >

当常任委員会としては意見交換を行っているので出席を求めるものではないが、総務文教常任委員会の意向はどう取り扱うのか。

< 菱田委員長 >

連合審査会の開会については、総務文教常任委員長と協議を行う。その中で、この件についても調整するので了解願う。

### 3 その他

なし

17:13 散会